

2007年11月29日

国際協力銀行
総裁 田波耕治様

ガイドラインの改訂プロセスに関する要望書

2007年11月29日に開催される国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合にあたり、今後の改訂のプロセスについて、以下の通り要望させていただきます。

私たちは、日本のODAや投資によって引き起こされる現地での環境社会への被害を回避・軽減するための政策提言活動の一環として、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（以下、ガイドライン）や、同ガイドラインに基づく異議申し手続きの策定に関わってきました。ガイドラインの策定が、様々なステークホルダーや専門家の参加を得て、透明なプロセスで行われたことは、高く評価されています。

2002年に策定されたガイドラインにおいても、ガイドラインの見直しは、包括的な検討を踏まえた上で、「我が国政府、開発途上国政府等、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞きつつ、透明性を確保して行う」とされています。今回の改訂プロセスにおいても、十分な透明性、JBICの説明責任、ステークホルダーや専門家の意味ある参加が確保される必要があると考えます。その上で、具体的に以下の点を要望いたします。

1. 検討委員会の設置

現行ガイドラインの策定においては、JBICによるガイドライン案策定に先立ち、国会議員、関係省庁、学識経験者、NGO関係者、国際協力銀行職員からなる研究会が設置され、専門家とステークホルダーの参加を得て、集中した議論がなされることにより、相互理解の形成とより密度の濃い意見交換が可能となり、ガイドラインの水準向上に大きな影響を与えました。

今回の改訂プロセスにおいても、国会議員、関連省庁、学識経験者、産業界代表、NGO等とJBIC・NEXIの職員からなる検討委員会を設置し、現在のガイドラインの実施状況について意見を交換し、改善すべき点を整理、検討し、改訂に向けた具体的な提言を行う場を設置するべきであると考えます。以下、検討委員会開催において、確保されるべき重要点を列挙いたします。

論点の整理

様々な意見を有する関係者が議論を行い、合意形成のために議論していくためには、JBICが原案を提示した上で各自がコメントをすることに先立ち、各ステークホルダーが現行ガイドラインの実施状況と課題について見解を持ち寄り、論点を整理した上で、一つひとつの論点について議論を行い、合意を形成していく必要があります。したがって、検討委員会においては、第1回に予定されているJBICによる実施状況確認の結果の他、同実施状況確認結果に関する意見交換、各ステークホルダーによる現行ガイドラインの実施状況と課題に関するプレゼンテーション・意見交換、ガイドライン制定以後の各国際機関や輸出信用機関の動きのレビュー、議論すべき項目の整理、というプロセスを経た上で、一つひとつの項目についての議論に入るべきです。

第三者性の高い議長

検討委員会において、議長は異なる利害関係を有するステークホルダーの間の意見交換

をファシリテートする役割が求められます。一方、ガイドラインの改訂にあたっては、JBIC はまさに当事者であって、その改訂のあり方についても当然一定の見解を有しているものと考えられます。したがって、公正な議事運営を行うために、学識経験者など、JBIC 職員でない第三者性の高い方が議長を務めるべきです。

透明性の確保

- ・ 透明性を確保するために、検討委員会は公開で行い、一般の参加と発言を認めるべきです。
- ・ 透明性を確保した形でガイドラインを改訂するためには、検討委員会の内容が正確に記録され、その内容が公開されることが必要不可欠です。したがって、会合の議事録は記名・逐語方式で作成され、また議事録と当日配布された資料は JBIC のウェブサイトを通じて、できるだけ次回の会合前に公開されるべきです。
- ・ 検討委員会での議論に資する意見や資料については電子メール等適切な方法で受け付け、メンバーで共有するべきです。受け付けた意見や資料は JBIC のウェブサイト上で公開するべきです。

2. パブリックコンサルテーション開催とパブリックコメント受付

パブリックコメントの実施

検討委員会の提言を受けて、JBIC 及び NEXI が作成するガイドライン改訂案に対するパブリックコメントを受け付けるべきです。また、パブリックコメントに寄せられた意見と JBIC の対応を公開し、JBIC の対応についてパブリックコンサルテーションの場でも議論が行われるべきです。

パブリックコンサルテーションの開催

検討委員会の提言を受けて、JBIC 及び NEXI が作成するガイドライン改訂案に対して、パブリックコンサルテーションを必要回数開催し、広く意見を受け付け議論を行うべきです。また、実際にプロジェクトが実施される被影響住民や途上国市民社会の意見をガイドラインに反映するために、JBIC が作成するガイドライン改訂案は少なくとも英語でも作成・公開された上で、途上国の市民社会や被影響住民等との協議の場を設けるべきです。

以上

環境・持続社会研究センター (JACSES)

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-3-2 三信ビル401

TEL: 03-3556-7325 FAX: 03-3556-7328

原子力資料情報室

〒162-0065 東京都新宿区住吉町8-5 曙橋コーポ2階B

TEL: 03-3357-3800 FAX: 03-3357-3801

国際環境NGO FoE Japan

〒171-0014 東京都豊島区池袋3-30-8 みらい館大明1F

TEL: 03-6907-7217 FAX: 03-6907-7219

市民外交センター

〒132-0033 東京都江戸川区東小松川 3-35-13-204

メコン・ウォッチ

〒110-0015 東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル2F

TEL: 03-3832-5034 FAX: 03-3832-5039